研究費	—	直課された研究費比	—	同上	—	—	直課された人員数比
諸費	—	直課された各部門人員数比	—	同上	—	—	同上
固定資産税	各部門業務用建物床面積比（建物について は、自己所有物件に限る。）	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	同上
雑税	—	直課された各部門雑税支出額比	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—	直課された人員数比	同上
減価償却費	各部門業務用建物積比（建物について は、自己所有物件に限る。）	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿価額比	—	業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件に限る。）	—	同上
固定資産除却費	同上	—	同上	—	同上	—	同上
共有設備費等分担額				受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比			
共有設備費等分担額（貸方）				同上			
建設分担関連費振替額（貸方）	直課された各部門設備別帳簿原価比	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—	同上	直課された人員数比	同上
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	各部門原価比	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—	—	同上
開発費	各部門研究費比	—	同上	同上	—	研究費比	同上
開発費償却	同上	—	同上	同上	—	同上	同上

株式交付費	各部門設備別帳簿原価比	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—	—	—	直課された人員数比
株式交付費償却	同上	—	同上	—	—	—	同上
社債発行費	同上	—	同上	—	—	—	同上
社債発行費償却	同上	—	同上	—	—	—	同上
法人税等	—	各部門原価比	—	受電用変電設備及び配電用変電設備の帳簿原価比	—	—	同上
電気事業報酬	—	内容ごとに各部門設備別帳簿価額比	—	同上	—	—	同上

別表第3（第25条関係）

完全従量料金＝第25条第4項本文の規定により設定した販売電力量にかかわらず支払を受けるべき料金÷61＋第25条第4項本文の規定により設定した販売電力量に応じて支払を受けるべき料金

○経済産業省令第二十二号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第十八条第一項の規定並びに同法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第十九条第三項及び第六項の規定に基づき、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則を次のように定める。

平成二十八年三月十八日

経済産業大臣　林　幹雄

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　認可料金の算定
　第一節　原価等の算定（第二条―第五条）
　第二節　料金の算定
　　第一款　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る料金の算定（第六条―第二十三条）
　　第二款　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る料金の算定（第二十四条―第三十八条）
第三章　届出料金の算定
　第一節　みなし小売電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。）の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第三十九条・第四十条）
　第二節　沖縄電力株式会社の特定小売供給約款に係る届出料金の算定（第四十一条・第四十二条）
第四章　燃料費調整制度（第四十三条・第四十四条）
附則